

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年4月30日

株式会社Yottavias

代表取締役 高岡 悦幸

問合せ先：取締役 長谷川 一正

03-4214-8484

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念である『すべてのステークホルダーに支持される企業』として共存共栄を図りながら、企業としての社会的責任を自覚し持続的な成長と企業価値を高めていくことの実現を目指します。

このためにも、コンプライアンスを重視し、内部統制の整備、経営の透明性と健全性、適法性を確保しつつ業務執行体制の確立を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社よりみち	220,000	57.0%
株式会社 Daiko Communications	57,500	14.9%
高岡 悦幸	35,000	9.0%
飯島 正博	12,000	3.1%
株式会社ユナイテッドトラスト	12,000	3.1%
飯島 豊	8,500	2.2%
高岡 千春	8,000	2.0%
伊藤 邦雄	6,000	1.5%
株式会社今井組	4,000	1.0%
今井 俊春	4,000	1.0%

支配株主名	株式会社よりみち
-------	----------

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内 うち監査等委員である取締役5名以内
定款上の取締役の任期	取締役(監査等委員である取締役を除く。)1年 監査等委員である取締役2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栢原 和男	弁護士											
空手 宏樹	他の会社の出身者											
大西 翼	医師											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栢原 和男	○	-	該当事項はありません。	長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する知識を持ち、監査等委員として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
空手 宏樹	○	-	該当事項はありません。	長年にわたり上場企業

				の財務・会計に携わっており、幅広い見識を有しております。専門的な財務知識と経験により、客観的な視点から監査等委員として当社取締役の職務執行へ適切な提言と監督、財務状況の改善等の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
大西 翼	○	-	該当事項はありません。	MBAを有しており経営の専門知識と企業の常識にとらわれない客観的な立場から、監査等委員として当社取締役の職務執行を監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員の構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人の有無	なし
--------------------------------	----

現在の体制を採用している理由

適切な情報の伝達・十分な情報の収集・会計監査人及び内部監査部門との日常的な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は選任しておりませんが、必要に応じて経営管理部が対応しております。監査等委員会が補助使用人等の必要性を認めた場合は、取締役会に対して提案を行い設置いたします。また、補助使用人等の指揮命令・人事等に関しては、監査等委員会が検討するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査部門は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬についての決定に関する方針
1. 基本方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は基本報酬のみとし、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の額の決定に際しては、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
2. 基本報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。その額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専属のスタッフは配置しておりませんが、経営管理部が必要に応じたサ
--

ポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、「職務権限規程」、「取締役会規程」その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、3名（うち社外監査等委員である取締役3名）で構成されております。

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。

また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 会計監査人

当社は2025年1月期より、OAG監査法人を会計監査人として選任しております。また、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年1月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士12名、その他6名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告するものとします。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査担当より代表取締役に対し報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化及び迅速な意思決定を実現するため、2024年4月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月期決算で株主総会の開催は4月下旬のため、株主総会の開催が集中することは少ないと考えておりますが、より多くの株主の皆様が参加できるような開催日を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で招集通知(要約)の英文での提供予定はありませんが、事務負担、費用及び今後の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	決算発表と合わせて実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、適宜実施することを検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。 https://yottavias.co.jp/	

IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIRを担当しております。
------------------	--------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討課題であると考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状においては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。その内容につきましては、当社における反社会的勢力排除規程を制定しており、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。

V. その他

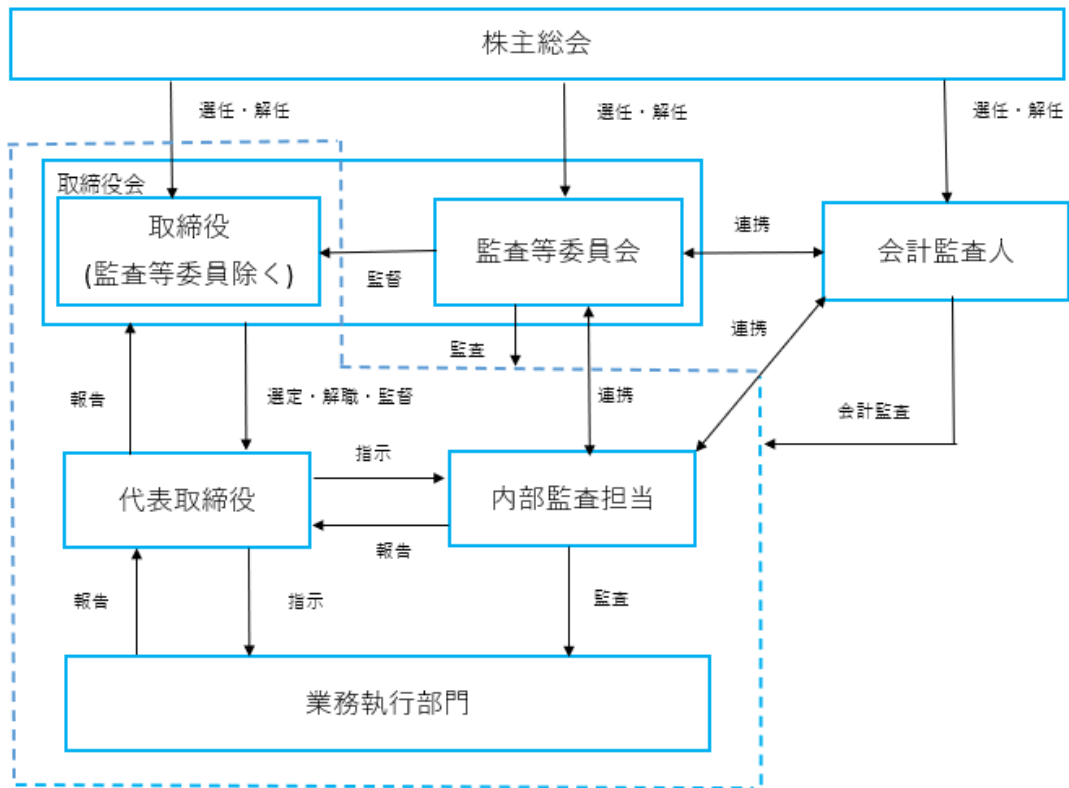
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

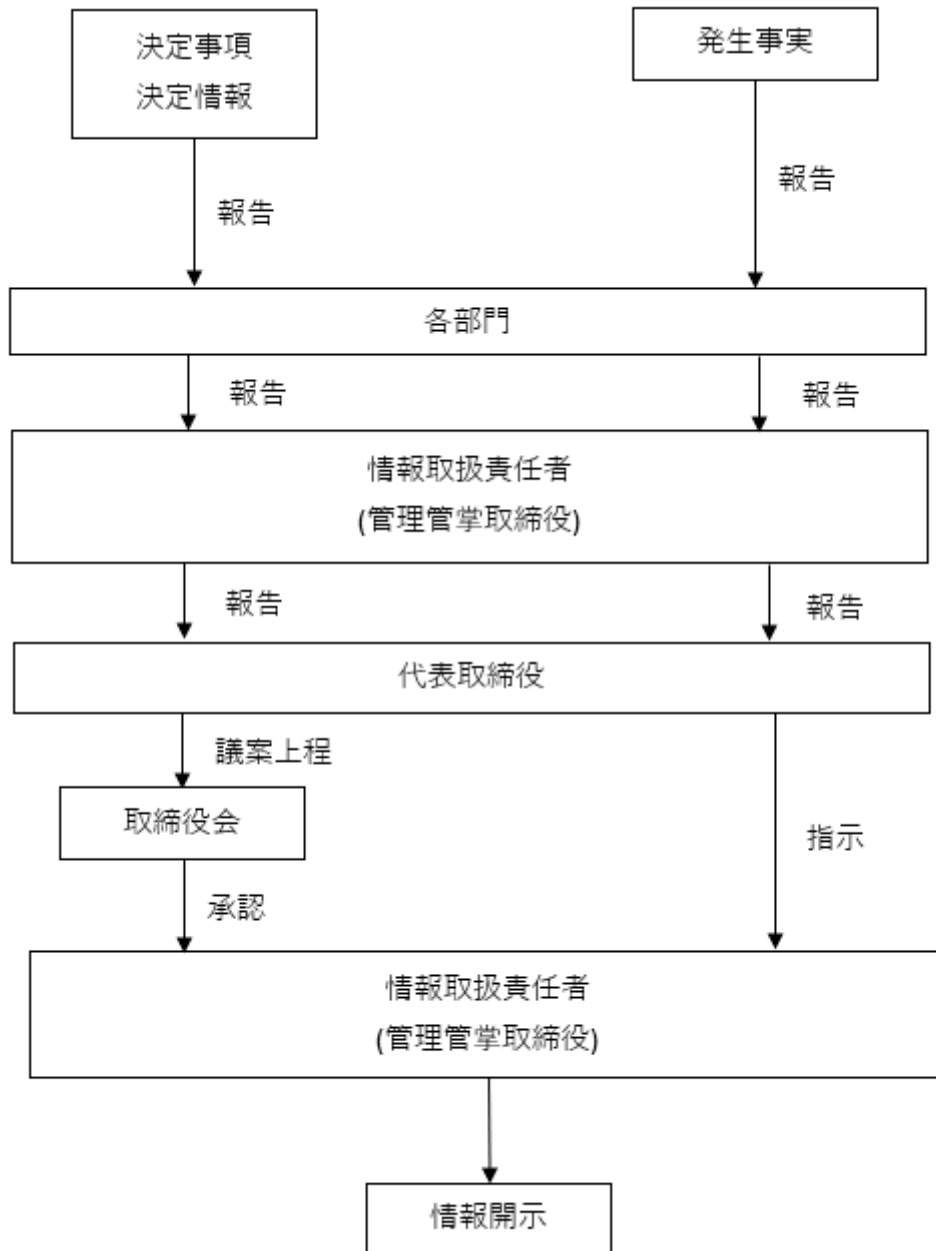
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上